



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年9月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年8月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 アイネット SAKUMA
- 3 代表者の氏名
鹿川志保
- 4 主たる事務所の所在地
長野県松本市大字芳川小屋508番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の方々々と連携しながら、保健・医療・福祉の増進を図ると共に、子どもの健全育成を図る。その中から福祉施設等に対する福祉サービス第三者評価事業、福祉サービスで働く方々への人材育成事業、また各種の福祉に係る相談事業等を行うことにより、福祉サービスの質的向上を図ると共に、住民の一人一人の幸せが実現できる事を目指すことにより、地域社会に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

長野県ふるさとの森林づくり条例（平成16年長野県条例第40号）第19条第1項の規定により根羽村森林整備保全重点地域を指定したいので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。なお、同条第5項による意見書の提出は、平成17年10月11日までにしてください。

平成17年9月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 森林整備保全重点地域の名称
根羽村森林整備保全重点地域
- 2 森林整備保全重点地域の区域
下伊那郡根羽村の区域のうち、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域
- 3 指定の案の縦覧場所
長野県庁（長野県林務部林政課及び長野県行政情報センター）及び長野県下伊那地方事務所（林務課）

林政課

公告

長野県ふるさとの森林づくり条例（平成16年長野県条例第40号）第19条第1項の規定により木祖村森林整備保全重点地域を指定したいので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。なお、同条第5項による意見書の提出は、平成17年10月11日までにしてください。

平成17年9月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 森林整備保全重点地域の名称
木祖村森林整備保全重点地域
- 2 森林整備保全重点地域の区域
木曾郡木祖村の区域のうち、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域
- 3 指定の案の縦覧場所
長野県庁（長野県林務部林政課及び長野県行政情報センター）及び長野県木曾地方事務所（林務課）

林政課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年9月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
諏訪都市計画高度地区 諏訪湖周辺高度地区
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び諏訪市役所

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年9月12日

長野県中野建設事務所長 保谷真司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名
平成17年度県単道路情報・気象観測施設等保守点検業務委託
 - (2) 業務の概要
国道292号等の道路情報表示装置、気象観測装置及び中央装置の保守及び定期点検
 - (3) 履行期間
平成17年10月1日から平成17年11月30日まで
 - (4) 履行場所
中野建設事務所管内
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっ

ては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市中央1丁目4-19 長野県中野庁舎
長野県中野建設事務所総務課
電話 0269(22)3138

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年9月29日(木) 午後1時30分
イ 場所 長野県中野庁舎 201号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年9月22日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路維持課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年9月12日

長野県中野建設事務所長 保谷真司

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成17年度県単道路防災施設等保守点検業務委託
- (2) 業務の概要
一般県道奥志賀公園線の道路防災施設等(志賀1号、2号、3号トンネル)の保守及び定期点検
- (3) 履行期間
平成17年10月1日から平成17年11月30日まで
- (4) 履行場所
下高井郡山ノ内町
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市中央1丁目4-19 長野県中野庁舎
長野県中野建設事務所総務課
電話 0269(22)3138

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年9月29日(木) 午後2時
イ 場所 長野県中野庁舎 201号会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年9月22日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

道路維持課